

河川環境行政の動向について

平成26年10月28日

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
企画専門官 金縄 健一

－ 目 次 －

1. 河川環境をとりまくこれまでの流れ

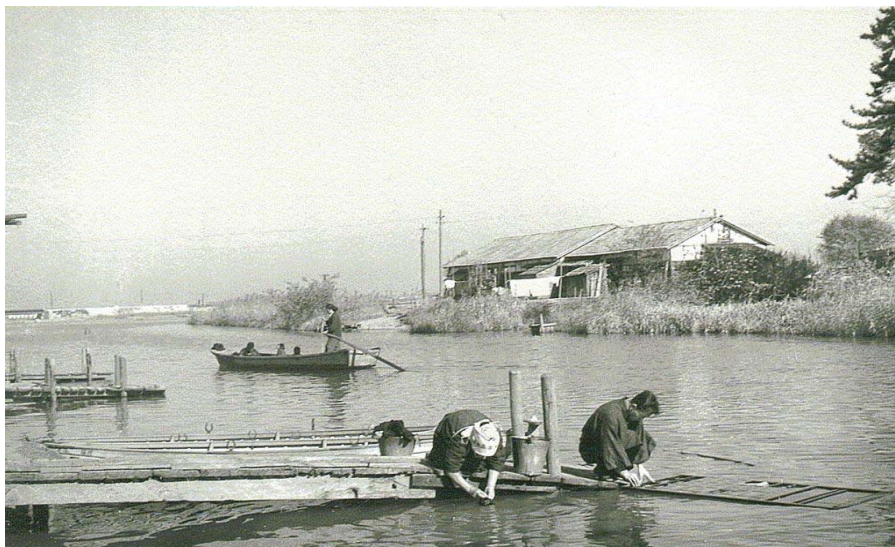
2. 河川環境施策の現状

- ①水環境整備
- ②水辺空間の整備
- ③自然再生

3. 河川環境施策の更なる発展

1. 河川環境をとりまくこれまでの流れ

かつての川と人との関わり



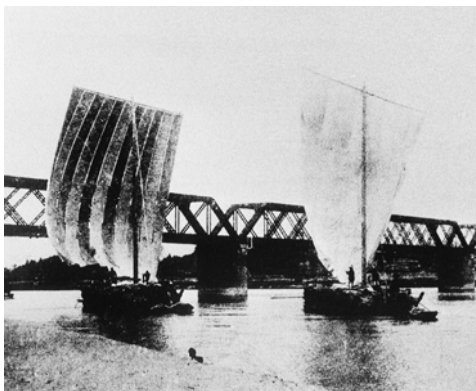
洗濯などをする暮らしの場としての川の様子（瀬田川（滋賀県）／昭和20年代）

かつての川と人との関わり

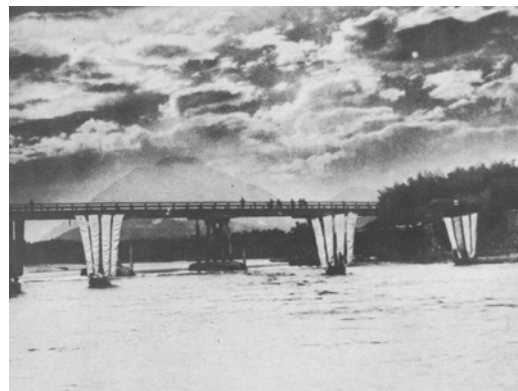


コウノトリと人々が共生している様子(出石川(兵庫県)／昭和35年)

かつての川と人との関わり



食料や物資を運ぶため川を往来する高瀬舟の様子
(利根川(埼玉県、千葉県)／大正時代)



舟運とまわりの河川状況
(太田川(広島県)／大正時代)

かつての川と人との関わり



川内川下流部(鹿児島県)／昭和初期



大和川(奈良県王寺町)／昭和30年頃

江戸時代まで さかのぼると・・・



「東都名所 日本橋真景并二魚市全図」歌川広重



「四条河原」歌川広重



堀川花盛

(名古屋名所団扇絵集 市博物館所蔵)

いい水辺が失われた時代

昭和45年頃の多摩川(東京)は、水面に洗剤の泡が浮かび、あたりに異臭を放つなど河川環境は最悪の状態となった。資料(国土交通省 京浜河川事務所)



いい水辺が失われた時代



昭和50年頃の綾瀬川
(東京都、埼玉県)
ゴミやスカム(浮きかす)が
浮いていた



大量にゴミが投棄された河川
(神奈川県)

いい水辺が失われた時代

効率的な治水整備により、三面張にされた河川。建物も河川から背を向けた。
(神田川／東京都)

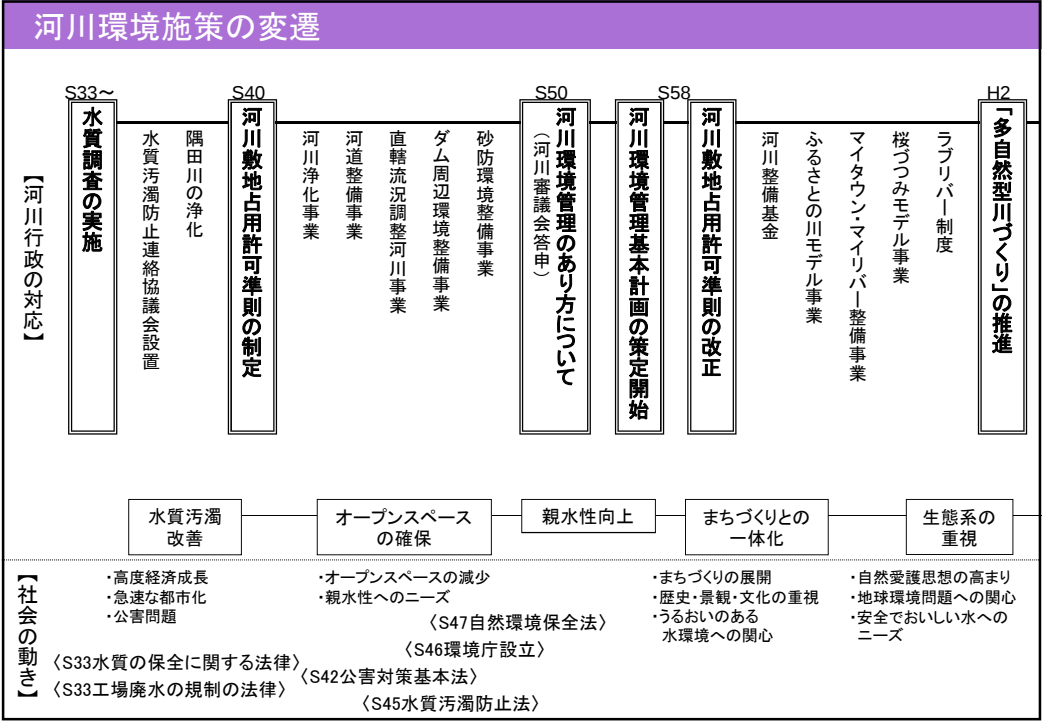


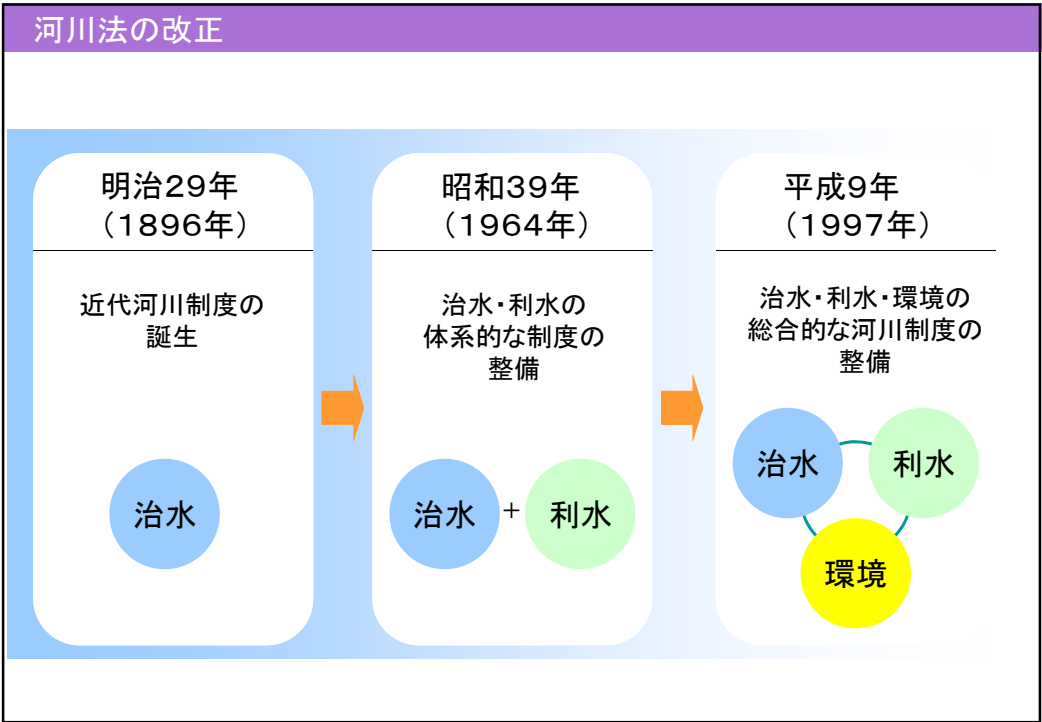
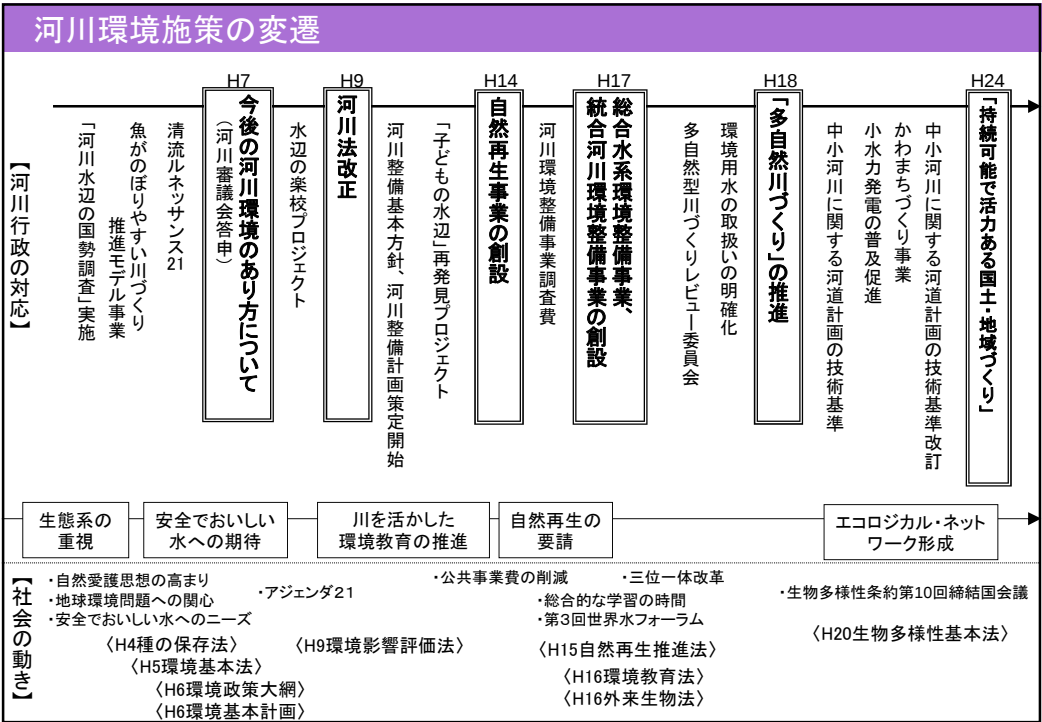
いい水辺が失われた時代

高い堤防で街と分断された川。(隅田川／東京都)



2. 河川環境施策の現状





河川法の改正

(平成9年改正後)

河川法第1条

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び**河川環境の整備と保全がされるよう**にこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全性の保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(「逐条解説 河川法解説」河川法研究会編著、大成出版社)

- 「河川環境」とは、**河川の自然環境**及び河川と人との関わりにおける**生活環境**である。
- 「河川環境の整備」とは、多自然型川づくり、自然再生事業等により**積極的に良好な河川環境を形成**することである。
- 「河川環境の保全」とは、水質の維持、優れた自然環境や景観を有する区域の保全、河川工事等による環境に与える影響を最小限度に抑えるための代償措置等により**良好な河川環境の状況を維持**することである。

総合水系環境整備事業の概要

①水環境整備

水環境悪化の著しい河川及び濁水、富栄養化、堆砂等の著しいダムの浚渫事業、浄化施設整備事業、ダム湖周辺保全整備事業並びに水環境悪化の著しい河川に対する導水事業



②水辺整備

河川環境の教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」、「水源地域ビジョン」に位置付けられた、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業



③自然再生

- ・河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域において、魚道等の整備を行う事業
- ・自然環境の保全・復元を必要とする区域についての河道整備、湿地再生等の事業



2. 河川環境施策の現状

①水環境整備

【水環境整備】

全国の河川の水環境基準達成率は約90%となっている。しかし、湖沼については、未だ約50%の達成であり、引き続き対策が必要。



青潮による酸素不足からの魚のへい死



アオコの発生回数は減少したものの、依然として改善されない閉鎖性水域の水質

※指定湖沼において湖沼法に基づいて策定される湖沼水質保全計画に従い、関係者の役割分担のもとで実施。

都市部の河川水質の水環境基準達成率は約76%であり、引き続き対策が必要。



有本川(和歌山)



堀川(愛知県)
河床はヘドロ等が堆積
透明感が低く、異臭が感じられる

汚濁の著しい河川、湖沼において 水質の浄化を図る

○底泥の浚渫

窒素・リン等の栄養塩類を多く含む底泥の浚渫を行い、栄養塩類等の溶出を防ぎ、水質の改善を図る。

○浄化用水の導入

治水、及び利水事業と併せて、流量の豊富な河川から汚濁の進んだ湖沼等への浄化用水を導入し、湖沼等の水質の改善を図る。

○植生浄化

汚濁の著しい河川、湖沼において植生による浄化を行い、汚濁負荷の削減を図る。

水質浄化の取り組み

窒素・リン等の栄養塩類を多く含む底泥の浚渫



河川の直接浄化による汚濁負荷の削減



植生による自浄作用による水質浄化



水質浄化の取り組み

清流ルネッサンスⅡ（第二期水環境改善緊急行動計画）
水環境の悪化が著しい河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって、「水環境改善緊急行動計画」を策定し、水環境改善施策を総合的かつ重点的に実施し、水質の改善、水量の確保を図る。（H12年度創設）

【清流ルネッサンスⅡの取り組み】

清流ルネッサンスⅡ

河川事業

- 河川浄化事業
- 流水保全水路
- ダム貯水池水質保全
- その他

下水道事業

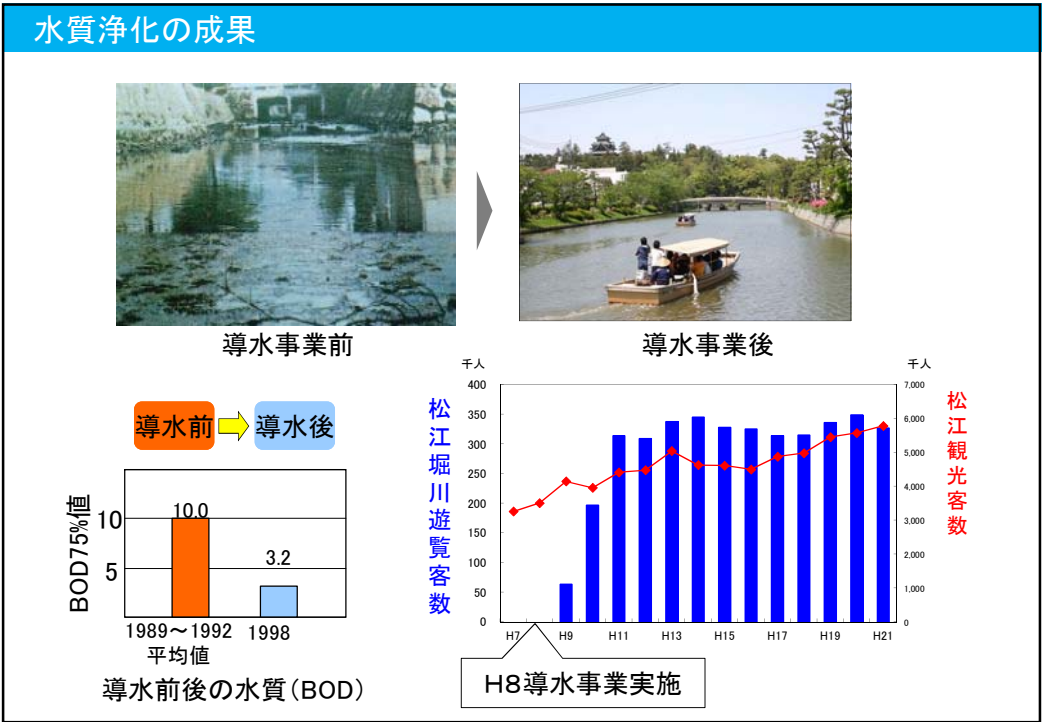
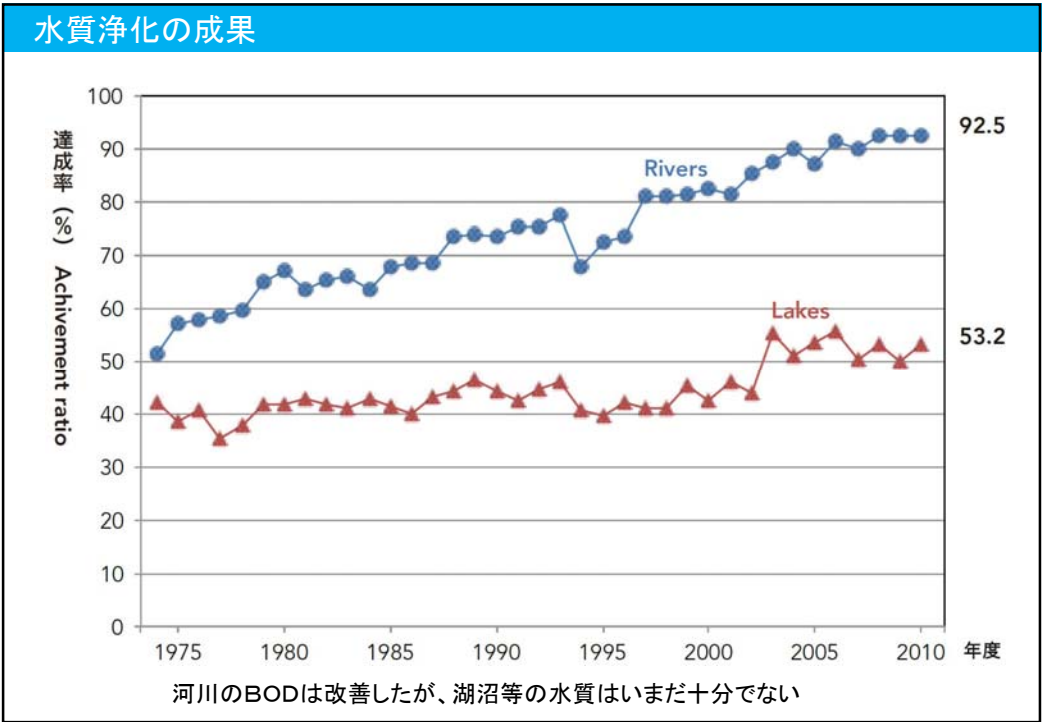
- 公共下水道事業
- 流域下水道事業
- 都市下水路事業
- 水質改善下水道事業
- 都市水環境整備下水道事業

市町村や地域住民などの取り組み

- 水路などの水質浄化事業
- 合併処理浄化槽の設置
- 農業集落排水事業
- 畜産排水対策
- 雨水浸透施設の設置
- 美化清掃活動
- 排水規制
- その他



清流ルネッサンスⅡの取り組みイメージ



2. 河川環境施策の現状

②水辺整備

【水辺整備】

■かわまちづくり

水辺空間とまちの空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指す取組み

ソフト面

- ・民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度(都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例)等を活用
- ・河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援

ハード面

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援



最上川(山形県)

■水辺の楽校プロジェクト

「子どもの水辺」における子どもたちの河川利用の促進、体験活動の充実を図るための水辺の整備

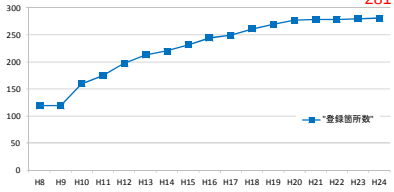
桐生川水辺の楽校
(栃木県桐生市)



水辺の楽校のイメージ図



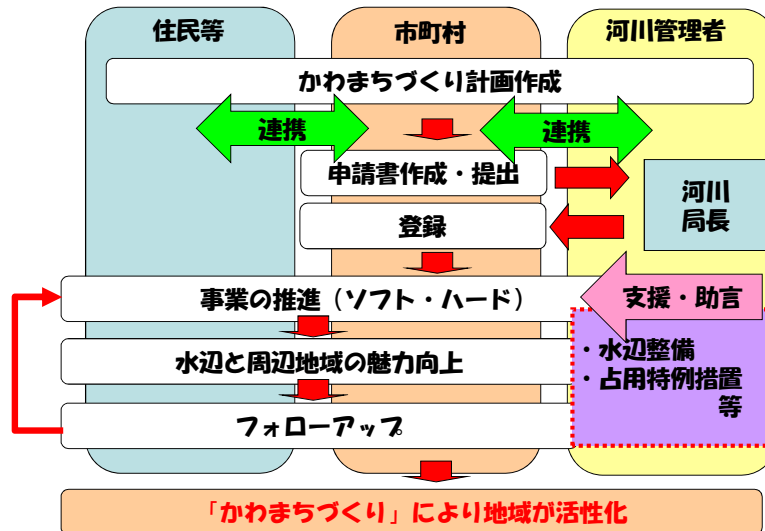
水辺の楽校の登録箇所数の推移



年度	登録箇所数
H8	120
H9	125
H10	140
H11	160
H12	180
H13	200
H14	210
H15	220
H16	230
H17	240
H18	250
H19	260
H20	270
H21	275
H22	280
H23	281
H24	281

「かわまちづくり支援制度」

観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、**良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進**を図る。



「かわまちづくり支援制度」

ソフト面

民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度(河川敷地占用許可準則の特例措置)等を拡充、河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援

ハード面

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援



かわまちづくりの事例①（京橋川 / 広島県）

- 「水の都ひろしま」の推進、広島駅周辺の活性化の推進。
- 河川敷地占用許可準則の特例を活用し、民間が水辺オープンカフェを設置。



（写真・図：広島市／京橋川オープンカフェ事業概要パンフレット）

かわまちづくりの事例①（京橋川 / 広島県）

○河川敷地占用許可の改訂

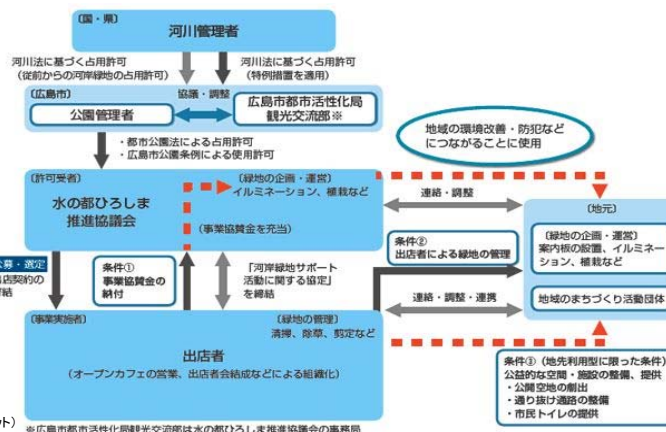
（～H16.2）
河川区域においては原則として
物販行為やイベント機材の設置は禁止

（H16.3～）許可準則の特例措置※
特別措置適用区域の**指定を受ければ設置可能になった。**

※ H23.3 許可準則の改正で一般化

○実施内容

- ・推進協議会※が全体をマネジメント
※ 有識者、市民団体、
商工・観光関係者、行政
- ・民間資金による公共空間整備の実現
- ・出店者の社会的活動による地域の理解獲得
- ・民間施設の公益的な活用
（公開空地、通り抜け、トイレ開放）



（写真・図：広島市／京橋川オープンカフェ事業概要パンフレット）

※広島市都市活性化局観光交流部は水の都ひろしま推進協議会の事務局

かわまちづくりの事例①（京橋川 ／ 広島県）

○実施内容

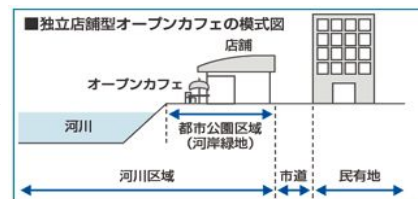
■ 地先利用型

- ・隣接民有地内店舗が河岸緑地を一体利用
- ・事業協賛金の徴収(200円/㎡・月)
→ 環境整備に充当
- ・河岸緑地の清掃
- ・公開空地等を開放



■ 独立店舗型

- ・河岸緑地内に施設を設置・営業
- ・事業協賛金の徴収、保証金の寄託(無利子)、清掃義務
- ・事業コンセプト、店舗デザイン基準
→ 協議会承認
- ・出店者を公募選定、営業期間最長6年
→ 既得権防止



○利用状況

京橋川オープンカフェの利用実績(平成19年度)は、地先利用型で年間**約2万6千人**、独立店舗型で**約4万6千人**。



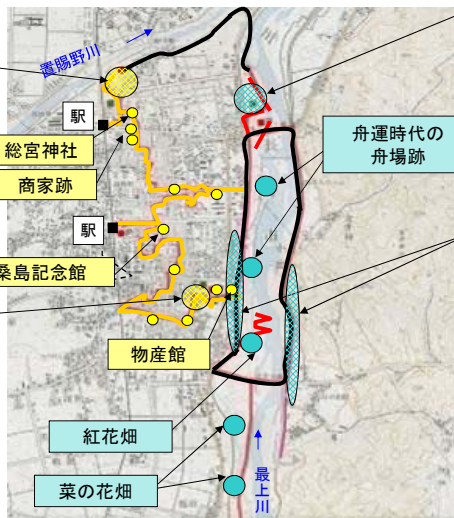
かわまちづくりの事例②（最上川 ／ 山形県）

- 長井市には、最上川舟運の歴史・文化や名所名跡が存在、観光資源を地域活性化へ活用。
- 歴史的な観光資源をつなぐ散策路を整備して、周遊観光ルートを設定。

あやめ公園
日本一の規模を誇る



やませ蔵
舟運で栄えた商家跡



最上川河川緑地公園
花と水がテーマの公園



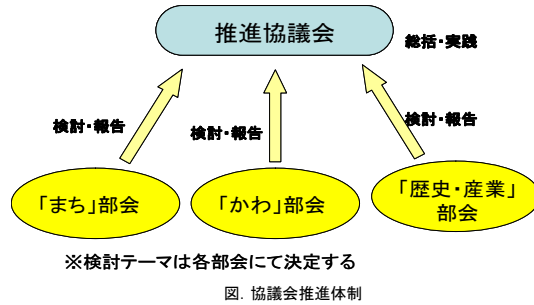
最上川堤防千本桜
最上川堤防の千本桜



凡例
河川管理者整備
地域整備
既存ルート

かわまちづくりの事例②（最上川 ／ 山形県）

○「長井市かわまちづくり推進協議会」（地元市民、NPO、観光協会、商工会議所、長井市、山形河川国道事務所で構成）が中心となり、役割分担や整備内容、利活用や維持管理の方策等について検討。



【長井市かわまちづくり推進協議会】

- ・フットパス推進会議
- ・長井観光協会
- ・長井まちづくりNPOセンター
- ・長井商工会議所
- ・水辺で遊べるわらしこ広場整備促進協議会
- ・最上川フォーラム
- ・県民ネット最上川
- ・長井市
- ・山形河川国道事務所



かわまちづくりの事例②（最上川 ／ 山形県）

■ 長井市の取り組み

○最上川文化的景観形成事業（まちづくり基金）

- ・最上川舟運において重要な特産品であった紅花を最上川のフットパス沿いで栽培し、景観づくりに活用。
- ・花を見るため多数の人々が訪れており、旅行業界も注目。



山形新聞H20.7.18掲載



※「まちづくり基金」：長井市の拠出金、法人・個人の寄付等による基金を設立。まちづくりに寄与する取り組みに対して助成する。

○歴史的建造物の保全事業（まちづくり基金）

- ・歴史的建造物を所有を保全、地域資源を活かすための景観の整備。



合資会社鶴屋本店（登録有形文化財）



最上川舟運時代の船着場に舟運記念碑を建立

○高質空間形成施設事業（まちづくり交付金）

- ・観光客等に対し、現在の位置や行く先を知らせるための、案内サインを設置。（50箇所設置）。



まちなかの案内サイン



住民がデザインした道しるべ、案内看板

かわまちづくりの事例②（最上川 ／ 山形県）

■ 地元住民等の取り組み

- 観光ボランティアによる案内
- 観光協会等による河川での催し物の開催
- NPOによるフットパスガイドマップの発行
- 市民協力による商屋跡やトイレなどの開放
- 市民協力による散策路等の維持管理



観光ボランティアガイド



地元住民による散策路等の維持管理



ガイドマップの作成

■ 河川管理者（国交省）の取り組み

- 堤防階段の整備
- 管理用通路の整備
- 親水護岸の整備



堤防階段の整備



管理用通路の整備



かわまちづくりの事例②（最上川 ／ 山形県）

○地域が主体となって、四季を通じて多様なイベントを実施することにより、観光客を呼び込むとともに、地域の魅力を高める取り組みを展開。

ウォーキングイベント



第34回全国白つつじマラソン大会
（ウォーキング部門）



ながい水まつり



河川公園で水を活かしたイベントを開催。
夜には花火大会も行われる。

（主催：観光協会、長井市等）

まちなか散策ツアー



雪灯り回廊まつり

まつり期間中は、河川敷に
スノーランタンを設置。

（主催：長井市、観光協会等）



かわまちづくりの事例③（道頓堀川 / 大阪府）

- 年間1億人が訪れる水の都の都市再生、魅力ある水の回廊づくり。
- 水質浄化、水辺整備、民間による河川空間活用により水辺の賑わい創出。



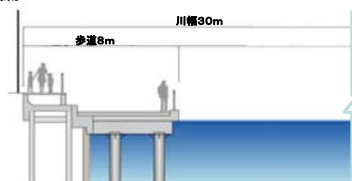
(写真・図: 大阪市HP)

かわまちづくりの事例③（道頓堀川 / 大阪府）

■ ハード整備内容

- 道頓堀川の上流に水門整備
①防潮機能、②水位制御、③開門機能、④水質浄化

- 川沿いの遊歩道整備



- 沿川まちづくりとの一体整備
・湊町リバープレイス



遊歩道整備前



遊歩道整備後



(写真・図: 大阪市HP、リバーフロント研究所)

かわまちづくりの事例③（道頓堀川 / 大阪府）

○河川敷地占用許可の改訂

(～H16.2)
河川区域においては原則として
物販行為やイベント機材の設置は禁止

(H16.3～)許可準則の特例措置※
特別措置適用区域の**指定を受ければ設置可能になった。**

※ H23.3 許可準則の改正で一般化

- ・イベント開催、バナー設置、露店設置などに利用
- ・道頓堀川水辺協議会※が河川利用に関する調整
※学識者、住民、商工業関係者、まちづくり団体、行政(庶務)
- ・利用案内を作成し、細かくルール※設定
※利用者、場所、料金、利用制限、適正管理など

道頓堀川における水辺空間利用の一例





かわまちづくりの事例③（道頓堀川 / 大阪府）

	H16	H20
休日平均来訪者数(人/日)	4,000	9,500(2.4倍)
船着場利用数(回/年)	1,100	5,600(5.1倍)
沿川建物の川側への間口設置数(軒)	1	13(13倍)
イベント件数(件/年)	12	20(1.7倍)

(出典:大阪市ホームページ)

20

民間資本等による地域の核となる賑わい空間創出の取組(占有許可準則の緩和)

占有許可の柔軟化

平成23年3月の準則改正により、全国の河川で民間事業者が、飲食店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場等を設営することが可能となりました。
全国で水辺空間の様々な利用が加速しています。

河川占有許可準則(平成11年8月改正)	特例措置(平成16年3月通知)	河川占有許可準則(平成23年3月改正)
全国の河川	社会実験として以下の8河川 砂流川(平取町)、利根川(香取市) 堀川(名古屋市)、堂島川等(大阪市) 連根堀川(大阪市)、箕面川(箕面市) 京橋川等(広島市)、那珂川等(福岡市)	全国の河川
占有施設 公園、運動場、橋梁、送電線等の公共性又は 公益性のある施設	占有施設 左記施設に加え、 ①広場、イベント施設等 (これらと一体をなす 飲食店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、バーベキュー場等) ②日よけ、船上食事施設、突出看板	占有施設 左記施設と同じ ①同左 ②同左
占有主体 地方公共団体、公益事業者等の 公的主体	占有主体 ①の施設は、公的主体 ②の施設は、公的主体又は 民間事業者	占有主体 ①②の施設の区別なく、公的主体又は 民間事業者

40

「水辺の楽校プロジェクト」

地域の身近な自然空間における河川において、子どもたちが自然体験の場として活用できるよう、自然の状態を極力残しつつ、必要に応じてアクセス施設の整備や水辺に近づくよう河岸の整備を行う。

■水辺の楽校プロジェクト推進体制

子どもの水辺協議会設立
・市民団体
・市区町村教育委員会
・河川管理者 等

河川整備が必要な場合

「水辺の楽校構想」作成
(子どもの水辺協議会が作成)

登録申請
登録認定

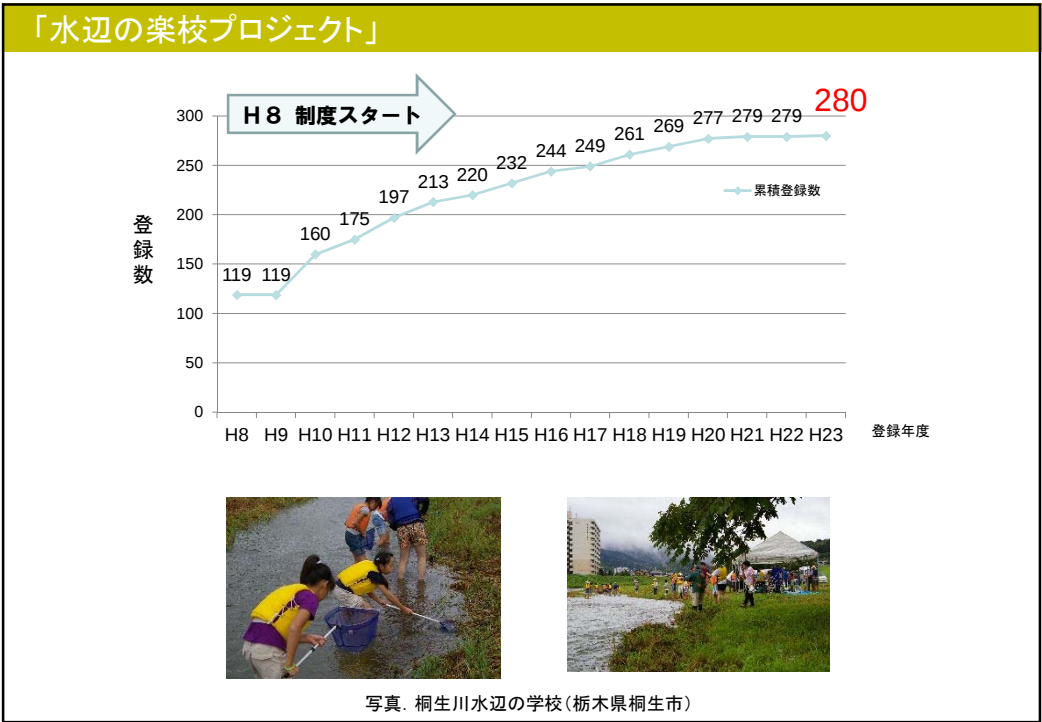
水辺の楽校プロジェクト
国土交通省
水管理・国土保全局長

水辺の登録
活動支援

子どもの水辺サポートセンター
・資機材の貸出
・各種情報提供
・市民団体等のコーディネート 等

河川管理者による水辺整備の実施

図. 整備イメージ



水辺の楽校の事例

【安倍川 牛妻地区の事例】 静岡県静岡市

安倍川牛妻地区は、静岡市と地域住民団体等が連携し自然体験学習の場としての利活用をめざした水辺整備が行われており、多くのイベント等で賑わいを見せている。

国土交通省

連携

静岡市
水辺の楽校協議会等

- ・高水敷整正、坂路、階段、親水護岸の整備
- ・子どもの水辺協議会(H14～H18)の開催
- ・水辺の楽校プロジェクトの登録(H16.3登録)
- ・親水施設の整備、維持管理
- ・親水イベントや環境教育の開催

H24.8.26水辺の楽校の賑わい(この日1,000人以上)

H21.7子供達への環境教育

H24.9.1世話人によるスイカのサービス

H23.7.18アマゴのつかみ取り

2. 河川環境施策の現状

③自然再生

【自然再生】

生態系ネットワーク形成に向けた取組として、過去の開発等により失われた多様な生物の生息・生育環境である湿地について、地域の多様な主体と連携しつつ、河川改修に合わせた再生等を推進する。

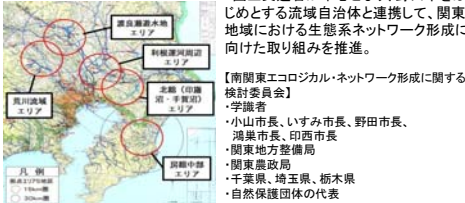
■円山川におけるコウノトリ野生復帰



■円山川で育ったコウノトリの行動範囲



■関東における取組み



■コウノトリの復帰



■地域振興

【市内所得が1.4%増加】

- ・「コウノトリ育むお米」の価格プレミアム
- 無農薬は慣行農法に比べ54%高い買い取り価格
- ・観光でも10億円以上の価値 (出所：兵庫県豊岡農業改良普及センター)

自然再生①

松浦川（佐賀県）の事例



整備前（平成14年撮影）



○水田開発や河川改修により大幅に減少した
氾濫原湿地の再生

○人と生物の**ふれあいの再生**



整備後（平成22年10月撮影）

自然再生①

アザメの瀬検討会（これまでに100回以上開催）



【検討事項】

- ・計画の策定
- ・維持管理のあり方
- ・現地調査 等

【メンバー】

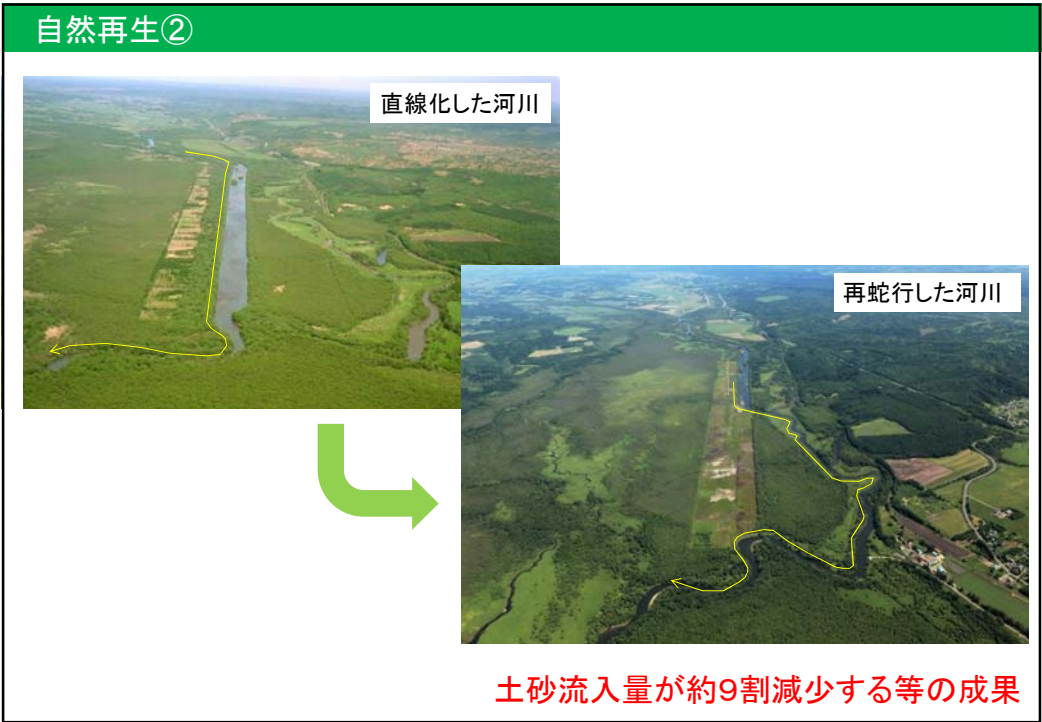
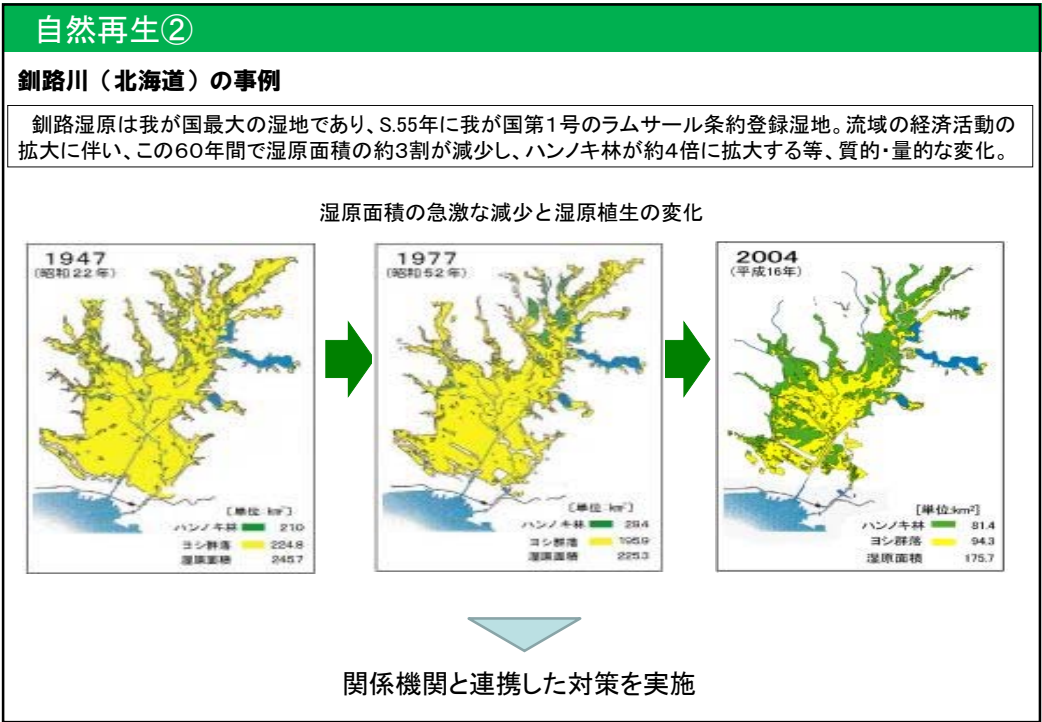
- ・地元住民（住民、小学生、NPO等）
- ・学識者
- ・河川管理者（国）、地元市 等

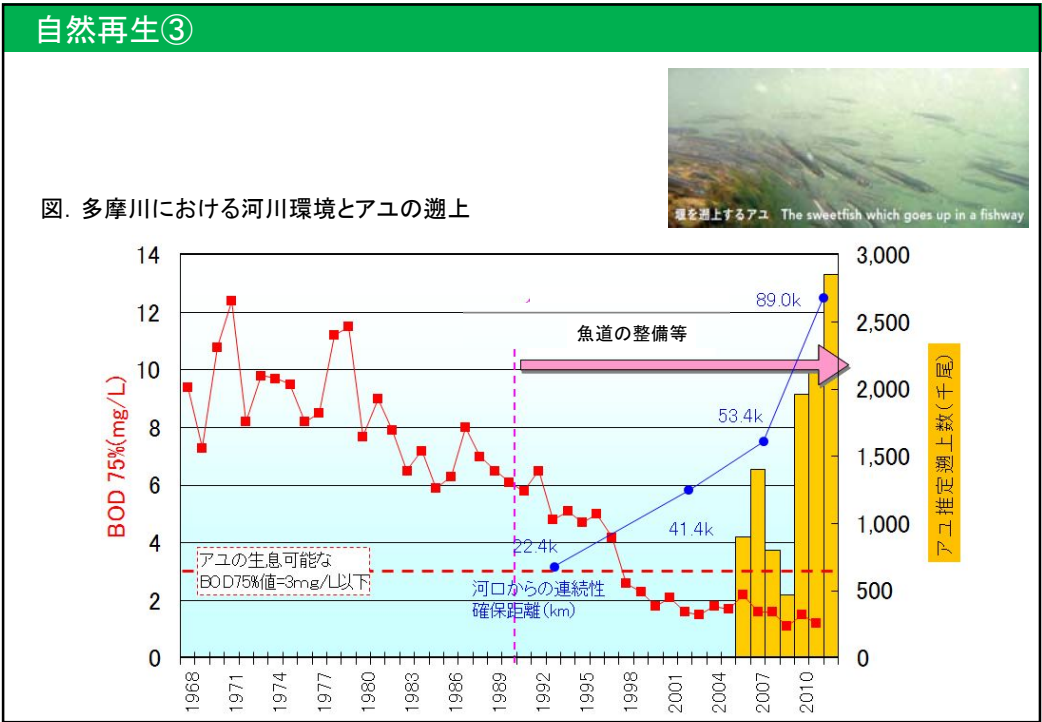


写真. 住民による維持管理の様子



写真. 小学生による環境学習の様子





自然再生④

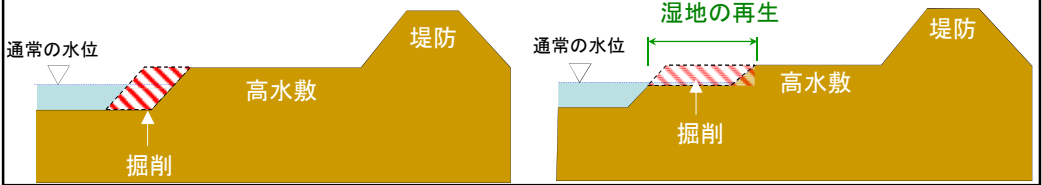
円山川（兵庫県）の事例



平成16年10月 台風23号出水

自然再生④







河川改修事業においても、「多自然川づくり」が基本に

1 「多自然川づくり」の定義

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

侵食・堆積・運搬といった河川全体の自然の営みを視野に入れる

地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮

2 適用範囲

「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となること。

多自然川づくりポイントブックⅢ

中小河川に関する河道計画の技術基準：解説

川の営みを活かした川づくり
～河道計画の基本から水際部の設計まで～

多自然川づくり研究会 著

国土交通省 水管理・国土保全局 編集協力
河川環境課・治水課・防災課
財団法人 リバーフロント整備センター 編集
公益社団法人 日本河川協会 発行

「多自然川づくりポイントブックⅢ」
中小河川に関する河道計画の技術基準：解説
A4判 (270頁) 販売価格(消費税込み)：2,500円

著者：多自然川づくり研究会
編集協力：国土交通省水管理・国土保全局
編集：財団法人 リバーフロント整備センター
発行：公益社団法人 日本河川協会

【多自然川づくり研究会】

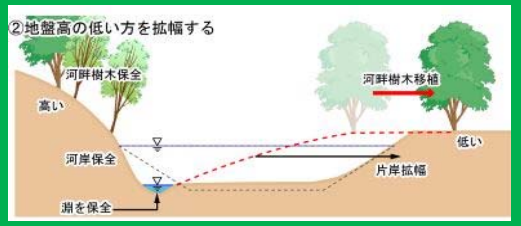
島谷 幸宏 九州大学大学院教授 (座長)
桑子 敏雄 東京工業大学大学院 社会理工学研究科教授
藤田 光一 国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部長
天野 邦彦 国土交通省国土技術政策総合研究所環境研究部河川環境研究室長
服部 敦 国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部河川研究室長
萱場 祐一 独立行政法人土木研究所自然共生研究センター長
吉村 伸一 株式会社吉村伸一流域計画室代表取締役
山道 省三 特定非営利活動法人全国水環境交流会代表理事
安田 吾郎 国土交通省総合政策局海外プロジェクト推進課国際建設管理官
前国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 河川環境保全調整官
(勢田 昌功 元国土交通省河川局河川環境課 河川環境保全調整官)
(小俣 篤 元国土交通省河川局河川環境課 河川環境保全調整官)
(平井 秀輝 元国土交通省河川局河川治水課 流域治水調整官)
(岡村 次郎 元国土交通省河川局河川防災課 防災調整官)
(宮川 勇二 元国土交通省河川局河川防災課 防災調整官)



多自然川づくり

【施工のポイント】

- ①蛇行部の内側を拡幅する
- ②地盤高の低い方を拡幅する
- ③定規断面にしない



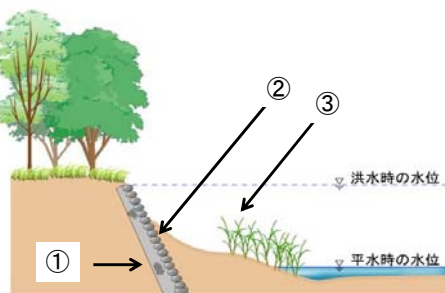


出典：多自然川づくりポイントブックⅢ 写真提供：吉村 伸一

多自然川づくり

【施工のポイント】

- ①護岸ののり勾配は急勾配とし、護岸前面に十分な土砂を確保する。
- ②現地発生材を基本とする。対象となる河道区間に適した粒径の河床材料を用い、中小洪水で流失しないよう工夫する。
- ③河岸ののり面は、河道の平面形やみお筋に対応して変化させるなど、画一的な断面にならないよう注意する。



施工前



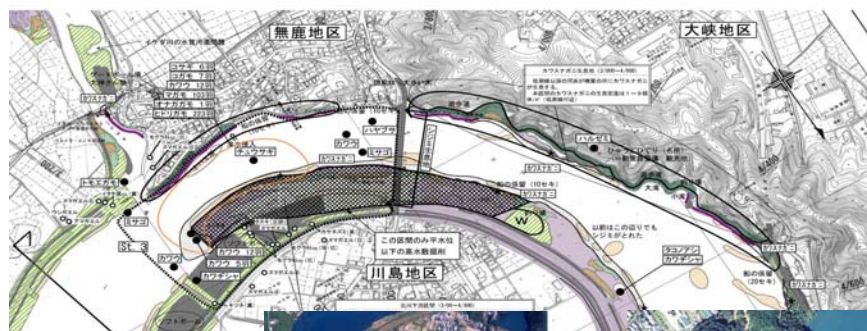
施工後



出典:多自然川づくりポイントブックⅢ

写真提供:島谷 幸宏

河川環境情報図



河川環境情報図を基に、
改修により消失するワンドの
代替ワンドを整備。

整備後、代替ワンド内に、
多様な生物が確認されている。



改修前



改修後

3. 河川環境施策の更なる発展

- ① 「川の中」の事業から「流域」連携へ
- ② ミズベリング・プロジェクトの取組

3. 河川環境施策の更なる発展

- ① 「川の中」の事業から「流域」連携へ

「川の中」の事業から「流域」連携へ（円山川流域の事例）



1960年



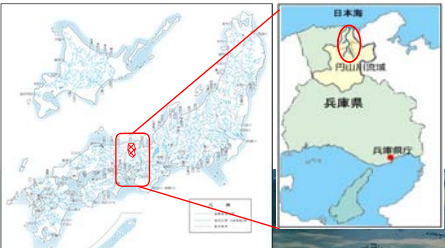
1960年

1971年
国内野生絶滅



(出典: 豊岡市資料 等)

「川の中」の事業から「流域」連携へ（円山川流域の事例）



円山川における豪雨災害（平成16年 台風23号）

死者 7人	負傷者 51人	浸水面積 4,083ha
家屋全半壊 4,033戸		浸水戸数 7,944戸

<国管理区間>
堤防決壊2箇所、越水29箇所



大方平野
堤防決壊(立野)
立野大橋
円山川
大方川
豊岡市街地
堀川橋
本川 立野地区 堤防決壊
本川 立野地先堤防決壊
豊岡市街地(内水)

「川の中」の事業から「流域」連携へ（円山川流域の事例）

治水効果だけでなく、魚類の生息やコウノトリの採餌場所としての機能を持った湿地を再生

◆従来の掘削方法

朔望平均満潮位 TP+0.76m
年平均水位 TP+0.31m
朔望平均干潮位 TP-0.10m

堤防

高水敷

低水路

◇今回の掘削方法

朔望平均満潮位 TP+0.76m
年平均水位 TP+0.31m
朔望平均干潮位 TP-0.10m
切下高(湿地高) TP+0.00m

堤防

高水敷

低水路

湿地

堀川橋上流右岸 (H17年度掘削完了)

低水路全体を深く掘り拡げるのではなく、年平均水位よりやや低いTP+0.0mまで切り下げ。

64

「川の中」の事業から「流域」連携へ（円山川流域の事例）

失われた湿地環境を再生するために、地域や各機関の取り組みと連携を図った一体的な湿地整備を実施

出石川加陽地区大規模湿地

- 地域と連携した維持管理
- 地域と連携したモニタリング
- 環境教育フィールドとしての活用
- 親水空間

★地域と連携した維持管理

日常管理（草刈、巡視等）：市・地元
補修や浚渫等：国
対象範囲：閉鎖型湿地とその付帯施設

閉鎖型湿地

多様な流れのある川

湿地整備 約15ha

開放型湿地

円山川

出石川

地元小学生による魚類調査

環境学習の実施

65

「川の中」の事業から「流域」連携へ（円山川流域の事例）

地域が一体となり、コウノトリの生息・生育環境を整備
（エコロジカル・ネットワーク形成）

国による円山川での湿地整備

県・市が設置した人工巣棟整備

円山川

コウノトリの郷公園

無農薬・減農薬米栽培による採餌環境の向上

（出典：豊岡市資料 等）

「川の中」の事業から「流域」連携へ（円山川流域の事例）

2005年 放鳥

平成17年9月 初めての試験放鳥
平成18年9月 円山川河川敷においての放鳥
平成23年 本格的野生復帰開始
平成24年 放鳥3世が巣立ち
平成26年4月 72羽が野外に生息

治水と環境の両立

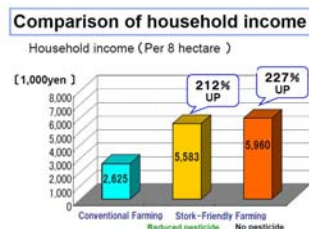
（出典：豊岡市資料 等）

「川の中」の事業から「流域」連携へ（円山川流域の事例）

○市内所得が1.4%増加



○「コウノトリ育むお米」は慣行農法に比べ
農家所得が2倍以上



○観光でも10億円以上の価値

○子ども達の環境意識の向上

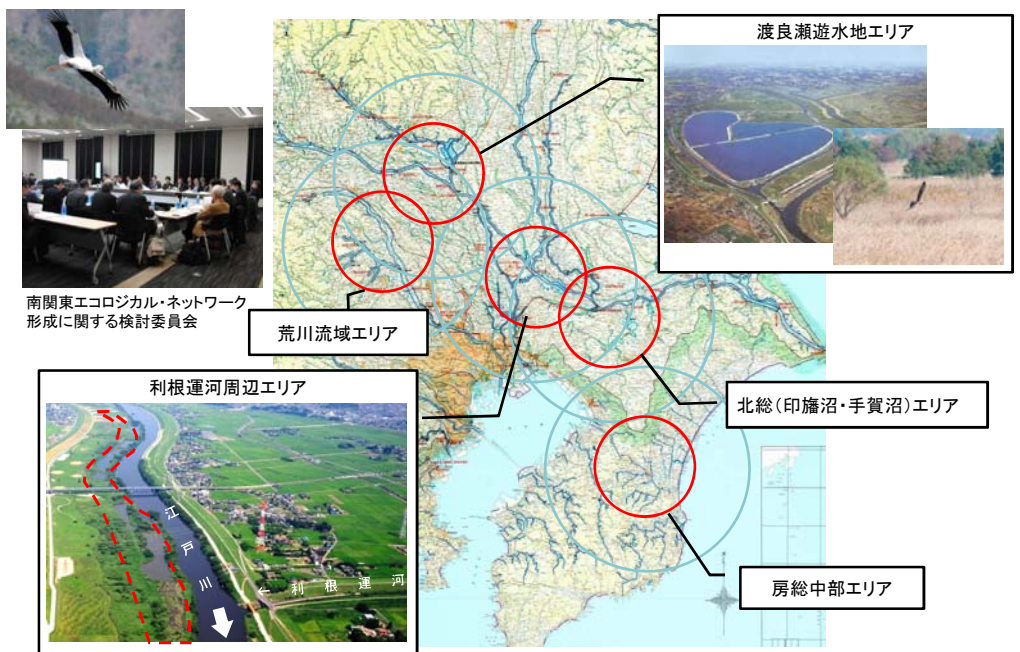


○国際的にも高い評価



（出典：豊岡市資料 等）

「川の中」の事業から「流域」連携へ（南関東地域の事例）



「川の中」の事業から「流域」連携へ（南関東地域の事例）

利根運河周辺エリアでの取り組み



野田自然共生ファーム



多様な生物が生息する江川地区



農薬に頼らない米づくり(黒酢の散布)

「川の中」の事業から「流域」連携へ（南関東地域の事例）



国による江戸川のワンド整備

3. 河川環境施策の更なる発展

② ミズベリング・プロジェクトの取組

基本コンセプト

水辺とまちの未来のかたちをデザインし、**「つくる」**だけでなく**「育てる」**ことを視野に入れた持続可能な未来の創造に貢献するため、

- ① まちにある川や水辺空間の**賢い利用**
- ② 民間企業等の**民間活力の積極的な参画**
- ③ 市民や企業を巻き込んだ**ソーシャルデザイン**

の3つを基本コンセプトとして、街における川や水辺の魅力や価値、街における川づくりや水辺づくりに求めること、賢い利用、各主体の関わり方等について考え、水辺とまちの未来を創造していくための取り組みを推進していくことを打ち出すこととした。

社会の関心を高め、様々な立場からの参画を得るための取組

◇「全国の水辺自慢写真」の募集・公表

全国各地より、地域のシンボルとなっている「美しい水辺とまち」をテーマに風景写真を募集。
「全国の水辺自慢写真集」として国土交通省HP等で公表。

◇水辺とまちのソーシャルデザイン懇談会の開催

各界の有識者等からなる懇談会を設置し、水辺とまちの未来創造に向けたメッセージを発信。

◇モデルプロジェクトの推進

これまでに東京・隅田川、大阪・大川等で整備されてきた水辺を「育てる」ための取組を展開。

◇ミスベリング・プロジェクトの展開

社会の関心を全国的に高め、様々な立場からの参画を得るための取組を展開。

74

「全国の水辺自慢写真集」の募集・公表

～河川の美しさを再認識し、魅力ある水辺づくりへの意識の醸成～

○川や水辺の様々な**魅力や価値を再認識**するとともに、他の地域の水辺の風景に接することにより、**今後の水辺づくりを考えるきっかけ**となることを期待し、地域のシンボルとなっている「美しい水辺とまち」をテーマに風景写真を募集。

国土交通省 水管理・国土保全局の廊下を全体的にギャラリーとして活用し、全写真を展示



75

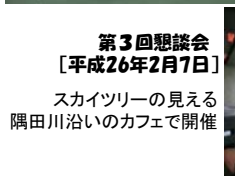
水辺とまちのソーシャルデザイン懇談会の開催

各界の有識者等からなる懇談会を設置し、ご意見・アイデア等をいただきながら、美しさと風格を備えた魅力的な水辺とまちの**未来創造に向けたメッセージ**を打ち出し、発信する。



第1回懇談会
[平成25年12月27日]

災害対策支援船「あらかわ号」船内(隅田川)で開催



第3回懇談会
[平成26年2月7日]

スカイツリーが見える隅田川沿いのカフェで開催



第4回懇談会
[平成26年2月27日]

商業施設として生まれ変わった神田川沿いの旧万世橋駅のイベントスペースで開催

メッセージブック ～ここから水辺の未来が動き出す～

国際都市間の競争が激しくなり、日本ブランドを如何にメイキングしていくかがますます重要になってきている中、日本の水辺とまちの未来創造に向けたメッセージを、世界に向けて、そして日本の未来に向けて送ります。



- (1) 水辺は複雑で色気があった。日本の水辺は世界に誇れるものであるはず
- (2) 河川空間は公共空間なのに自由に使えない?
- (3) 水辺を使い倒して、楽しみ倒す
- (4) 地域固有の歴史・文化を活かしつつ、クリエイティブに再生する
- (5) 自分たちで水辺を楽しみむ礼儀作法をつくる
- (6) 水辺の利用者、地域住民、行政をつなぐコーディネーターが必要
- (7) 行政は公平、公正、中立の姿勢は重要であるが、新しい提案を受け入れたりする度量をもつ
- (8) 持続可能性を担保する資金調達や規制緩和のしくみ
- (9) 未来の水辺に向かってつなげる、育てる
- (10) 水辺の使い方に対する共感と実践を広げていくためのプロモーションの方法

76

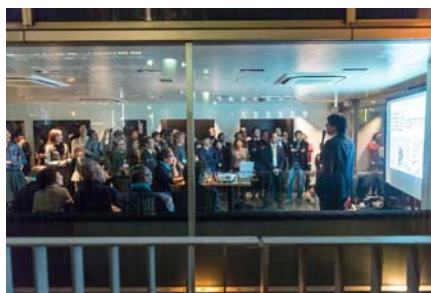
民間企業等の動き

○東京リバーサイドライフドリンクス

これらの行政の動きに呼応して、**民間の主導**により、水辺に関心の高い方たちが、水辺の将来について語り合いながら交流、連携を深める「東京リバーサイドライフドリンクス」が開催。



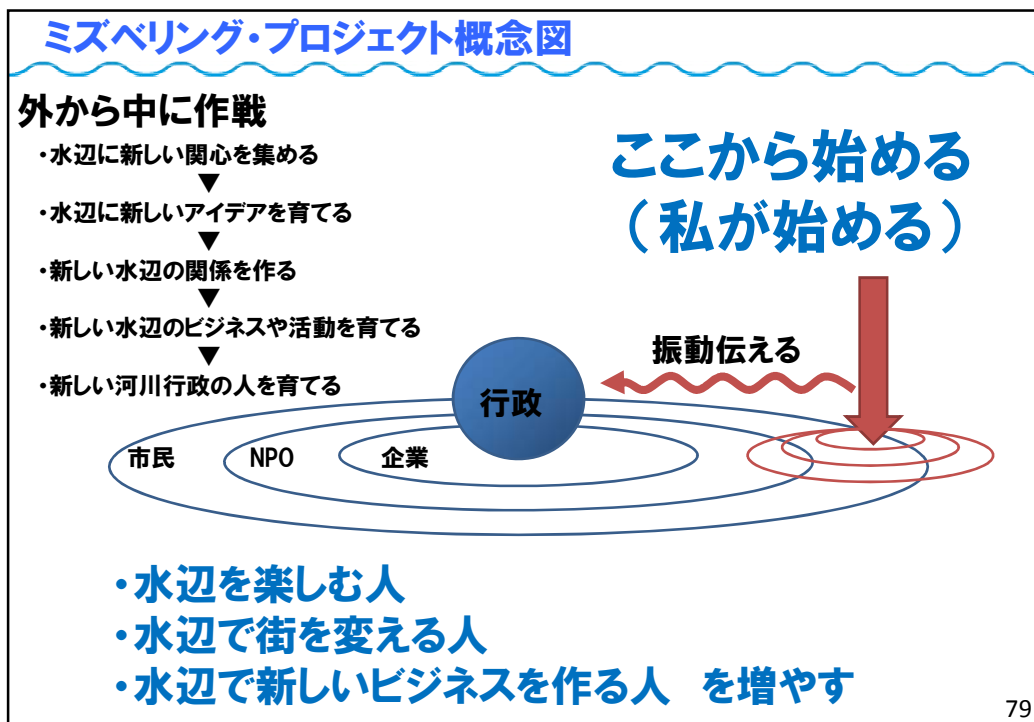
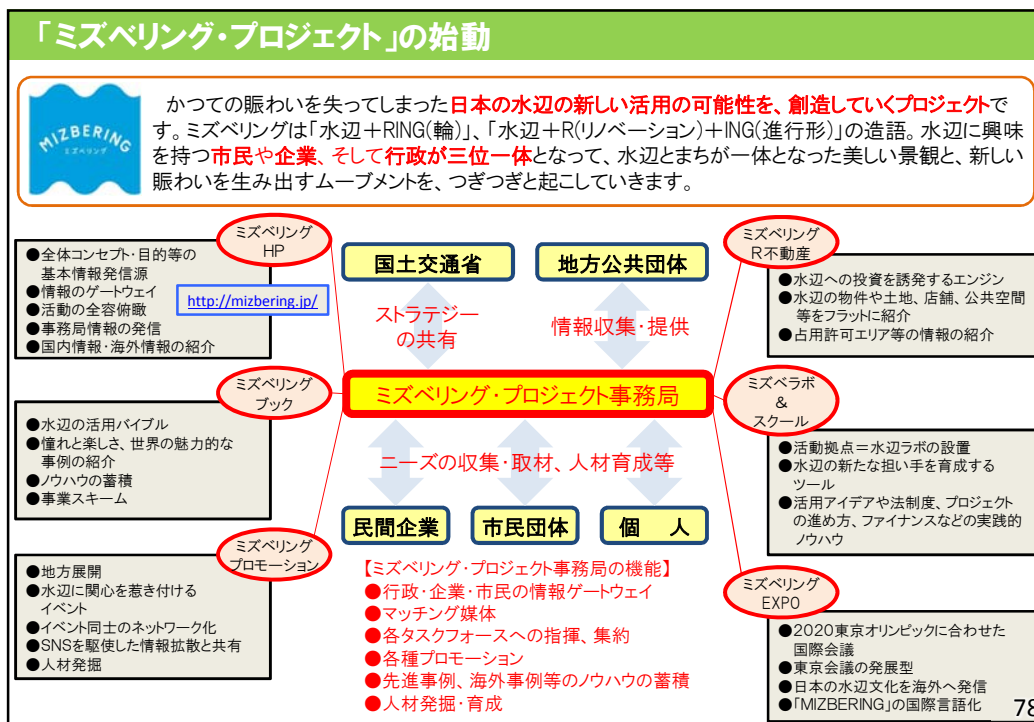
第1回(平成25年9月26日)

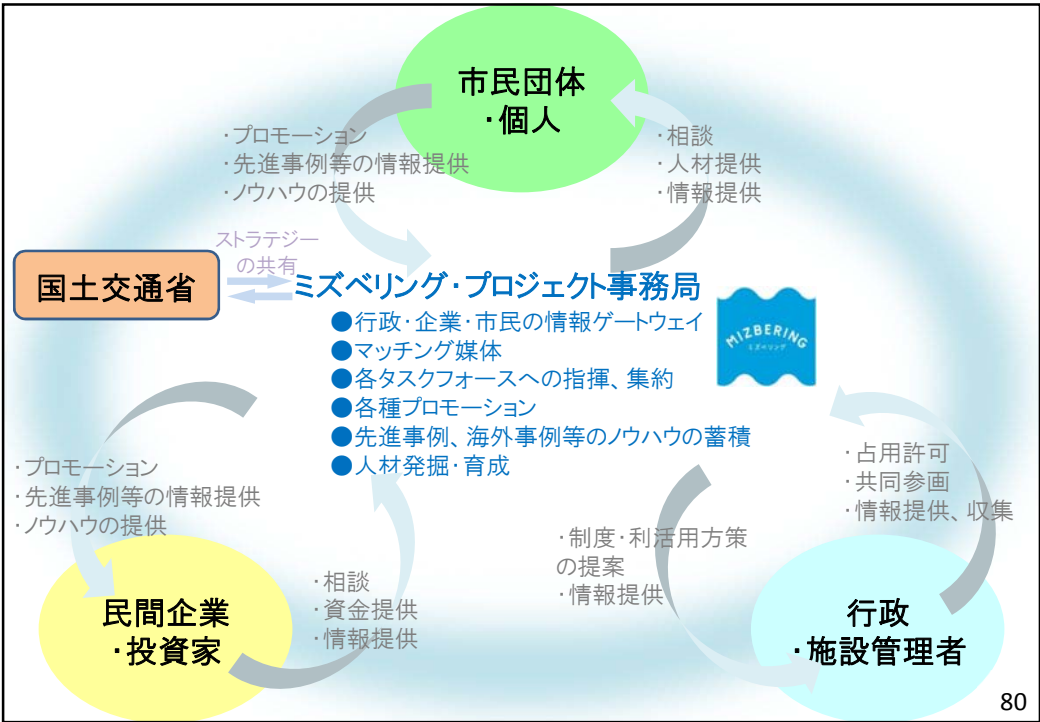


第2回(平成25年12月4日)

➡ 水辺におけるビジネスチャンスの発掘や、水辺文化の発信源となっていくことを期待。

77





「ミズベリング東京会議」の開催

市民、企業、行政が三位一体となり、日本の水辺の新しい活用の可能性を創造するための「ミズベリング東京会議」を3月22日に開催。約200名の参加者全員で、水辺の未来について語り合い、出てきた意見を即座にスケッチで共有し、「水辺の未来図」を作成。

・日時:平成26年3月22日(土)
・場所:すみだリバーサイドホール
・主催:ミズベリングプロジェクト事務局
・参加者:約200名
(JR東日本、伊藤忠商事、JTB、養老乃瀧、タリーズコーヒー、東急不動産 等)

報道状況

めざましテレビ(3/24) スーパーJチャンネル(4/1) 日経新聞(3/26) FMラジオ(4/7) J-WAVE Gratitude

民間企業等の反応

- ・養老乃瀧「来年の創業60周年でミズベリングと一緒に何かをしたい」
- ・小学館BE-PAL「6月号の川特集でミズベリングとタイアップしたい」
- ・タリーズコーヒー「店でミズベリングを紹介したい」
- ・東急電鉄「二子玉川でミズベリングを展開したい」

81